IJ

ズ

ス

タ

ツ フ

www.obihiroshi.com ドットコム通信

㈱ドットコムホールディングス 帯広市西5条南15丁目3

ティーネット法案が今

者、高齢者、障害者、

の空き家住宅などを

家にも対応する。民間

し、増え続ける空き

要配慮者の入居を拒

賃貸住宅とし

得者だけでなく、



れた住宅セーフティ 年の住生活基本法に 会もあり、業界を挙げ 配慮者の対象を低所 た取り組みが進む。 局を受託 いで O7 年 に する宅建協 感を さらに既存住宅を活 件情報の提供も行う。 もに、入居希望者に対 証体制を整えるとと そんな家主が暗視 し受け入れ可能な物

市町)が

設立。事 府県、

配慮者の入居に拒否

家主側への支援という 万円を補助するなど、

持つ家主は多

47 都 道

19

対する不安か

ら要

工事には最大1 録する空き家の

0

会だ。 17 される居住支援協議 支援団体などで構成 握るのが地方公共団 ことが目的。その鍵を の円滑な入居を図る に対する支援を手厚 ど住宅確保要配慮者 障害者、子育て世代な も施行競れる。低所得 点で全国に し、民間賃貸住宅へ や業界団体、居住 会で成立し、今秋に 年3月末時 66協議会 住宅の 住支援協議会の設立 室での死亡事故など 居支援を打ち出して 者の新たな受け皿 た、空き家が増える民 の連携を明記した。 まで広げ、福祉政策と いる点。家賃滞納や居 なく、要配慮者への入 会の特徴は、民間賃貸 が定められた。同協議 て活用す 賃貸住宅を要配慮 借り上げでは 、るため居

> て家賃を月最大4万 では、登録住宅につい

補書(国と地方自

の住まいを確保。改正

・フティ・

ネット

法

てもらい、要配慮者 都道府県等に登録

住宅入居を円滑に 慮者と賃貸人の双 面 も 併せ持つ。要配

宅新聞より)

(参考/全国賃

貸

貸せる

よう家賃保



アパマンショップ 帯広南店



担)し要配慮者を直接 治体が2万円ずつ負

支援するとともに、登

改修

アパマンショップ 帯広西店



㈱ドットコムホールディングス 本社ビル

ドットコム通信

と言われてはいたのですが、私の大恋愛の末にて働かせて頂いております。自己紹介をするコ

入社して5年、そのうち4年をアパマンショップにおります。侑帯広ドットコムの平岡と申します。日頃よりオーナー様の皆様には大変お世話になっ

(笑)なので、今回は弊社が加盟してい なった話や趣味など聞いても誰も得を-

加盟しているアパマンショッても誰も得をしませんよねが、私の大恋愛の末に無職と

ノにて、すばらしいシステムが開発されましたのでご紹

有限会社 帯広ドットコム 専務取締役

平岡直也 プロフィール

〈生年月日〉 〈出身地〉

昭和59年12月4日 帯広市 映画鑑賞

当社で働くスタッフを紹このコーナー

屋根・外壁・断熱

になります。築年数や設備、細かいエリアなどを打ちのデータベースにより適正な査定してくれるシステム

どのようなものか簡潔にご説明

と、日本最大

けください。自主管理されているオ

ますので、ご希望のオ

されているオーナー様も、これを、ご希望のオーナー様はお声掛ー様に関しましては無償提供を

年前より開発を進めていた「AR―Tech」という―今回ご紹介させて頂くのは、アパマンショップが数

ます「査定クラウド」というも

リフォームはおまかせください

お見積もり・ご相談は無料 お気軽にご相談ください

22(0155)**24-5988**

笑顔あふれる住まいづくりのお手伝い

合同会社

带広市西5条南28丁目1番地3

お客様との出会いを大切に 迅速・丁寧に対応します

不動産登記・名義変更

会社設立 · 商業登記

遺産相続・生前贈与のご相談

お気軽にご相談ください



司法書士クローバー法務事務所

帯広市西2条南6丁目1 ポトスビル3F TEL(0155)67-7781

不動産の表示に関する登記について 土地や建物に関する調査・測量・申請手続代理業 土地境界測量・土地分筆・更正 地目変更等・建物表題登記

增築・滅失登記・土地境界紛争手続代理業務等

お気軽にご相談ください。〈相談無料〉

土地家 ●■屋

民間紛争解決手続代理関係業務 (ADR認定調査士)

幕別町札内暁町248番地122 TEL/FAX 0155-66-4022 MOBILE 090-2697-4944 E-mail watanabe-chousashi@lime.plala.or.jp

十勝管内で新築住宅・リフォーム住宅・ マンションオーナー物件・土地情報のことは

有限会社



建築業許可(般-27)+第03577号 二級建築十事務所登録(+)第733号

〒080-0019 帯広市西9条南19丁目8番地6 TEL.0155-28-3010 FAX.0155-28-3009

クリック!!

E-Mail arc.obihiro@gmail.com arc 帯広 検索

「節税術」の疑問に答えます

「減少時 ておきた 代を迎え い税務問

資料提供/賃貸Life

数所有している 賃貸物件を複

います。 供に引き継ぐべきかで悩んで のですが、空室が多く将来子

子供は会社員として働いて

と思っています。 から先どのようにすべきでし り良い状況で残してあげたい っかくの資産なので可能な限 り興味は無いようですが、せ いるため、賃貸経営にはあま 税務面なども含めて、これ

きものを見極めていら分析して残すべきど、あらゆる角度かど、物件の築年数な 室率、将来の需要予現状の収益性や空思います。例えば、 は、それぞれの物件所有している場合質物件を複数 きます。 を精査するべきだと

に処分する、いわりは親世代が積極的の継承が困難なもの

ょうか・・・

など 駐車場、

で区分していきまて、以下のような形しているものについ て、まずは現在所有捨離」の第一歩とし

3 組み替えるもの①②のうち次世代が維持、管理できな

不動産における「断わけです。

自分で使うもの

貸 地

 自分で使うもの
 賃貸マンション・アパ 資産など
 賃貸マンション・アパ このような「断捨

前記①については、将来の相続時には、将来の相続時には、将来の相続時にはなるよう、相ができるよう、相ができない賃貸物件やきない賃貸物件やきない賃貸物件やでは収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待では収入が期待について 替えていきます。いた物件などに組み良い、管理が行き届

代も「資産」として性も良いため、次世税も安くなり収益相続税や固定資産 離」ができていれば、

承継ができます。

ください。

●セブジ ●やまぐち矯正歯科

不

動産関

連の

トラブ

ル 事 例

事例をピックアップしてご例データベース」より様々な交通省「不動産トラブル事このコーナーでは毎回、国土

8

帯広市西10条南39丁目

LDK -

中古戸建住宅

⟨POINT①⟩

6LDK·建物 58.4坪

⟨POINT②⟩ カーポート4台分

(POINT3)

イトーヨーカドー徒歩14分

平成10年8月築 6LDK 駐車4台 建物面積:193.09㎡(58.4坪) 敷地面積:335.76㎡(101.56坪) 北側公道:約7m

南側庭・物置有り 豊成小学校600m 南町中学校1800m 看護学院前バス停1分

価格1,680万円



13

n8.6

ダイソー フレスポ稲田店●

大空中学校2,300m ,490万円

中古戸建住宅

⟨POINT①⟩ インナーガレージ有

⟨POINT②⟩

利便性良好

⟨POINT③⟩

二方道路·北東角地

8

6

帯広市南の森西3丁目

建物面積:132.48㎡(40.07坪)

敷地面積: 250.69㎡ (75.83坪)

北側公道:約8m 東側公道:約9m

平成8年5月築 3LDK

駐車6台可

現況:居住中

大空小学校2,000m

ドットコム通信

不動産情報

類、現金等(被害額時28日夜から翌2日朝の間に同事務所に保管していた宝石の間に同事務所を発見日朝 約を解約する旨を申理由として、賃貸借契対し、主に本県東南を 価合計1 受けた。その後、本件約を締結し、引渡しを を提出した。XはYに を盗取されたとして、 賃貸人Yと賃貸借契 階部分の一室を事務所 Xは警察署に被害届 として使用するため、 年11月、賃貸用ビル7 等を営むXは、平成5 貴金属の加工、販売 09万円余) 148万円余を支払 反に当たるとして合計

第4回

◆事案の概要◆

現地

●ほのぼの 公園

ッキング盗難被害における 紹介します。

賃貸人の管理義務」につ

い

換する等の被害防止害に遭いにくい鍵に交の導入等ピッキング被起義務及び機械警備知し防犯の注意を喚知し防犯の注意を喚 までに、Yも本件ビル本件盗難被害にあう事務所から退去した。 の賃借人であるXに環として、本件事務所 ピッキング被害が頻発 及びその近隣で同種の 置を怠り、管理義務違 としての管理責任の一 賃貸借契約の賃貸人 たのであるから、本件 し入れ、同年5月本件 策を講じる義務と棤 していたのを知ってい

◆判決のまとめ◆

を盗難等から保護する事を内容とする賃借契約から当然に貸借契約から当然に貸借契約から当然に付随義務として認めく、特約や信義則上の付随義務は負っていなべき義務は負っていなべき義務は負っていない。 いと解するのが相当でべき義務は負っていたられ、盗難被害を防ぐられ、盗難被害を防ぐ れるとされた。 事情に応じて判断 あり、個々のの契約 さの

タベ 動産トラブル事例デ (出展·国土交通省「不